



25 練危防第 10156 号
平成 25 年 10 月 22 日

練馬区安全・安心協議会会長 殿

練馬区長 志 村 豊志郎

「練馬区安全・安心協議会」への諮問について

「練馬区民の安全と安心を推進する条例（平成 16 年 12 月練馬区条例第 54 号）」第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

別紙のとおり

2 答申について

平成 25 年度中を目途に答申いただくようお願いします。

[別紙]

1 諮問事項

問題家屋について条例化するにあたり盛り込むべき項目等について

2 趣旨

近年、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないなどの理由により、空き家が全国的に増加している。本来、空き家は所有者等が自己責任において管理するものであるが、様々な事情から適切に管理されず、老朽化等による建物の破損、草木の繁茂、害虫の発生等により、区民の生活環境の悪影響や地域の治安の悪化を招いている。また、居住者がいても、いわゆるごみ屋敷等、適正に管理されない家屋も増えている。本区においても、このような問題のある家屋（以下「問題家屋」という）に関する相談がその近隣住民等から少なからず寄せられている。

このような現状を踏まえ、問題家屋を解決するための対応策を明らかにするとともに、犯罪や火災・建物の倒壊等を防ぎ、良好な生活環境とすることで、もって区民の安全で安心できる暮らしを実現するため、条例化等に向け検討をしています。

条例化にあたって、より実効性を高めるために、どのような項目等を盛り込むべきかについて諮問するものである。